

## 【大学院生】新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う

### 入学金・授業料免除申請について(2023年度後期)

新型コロナウイルスの感染拡大により家計が急変し、経済的理由により授業料等の納付が困難となった方を対象として、「家計急変枠」として入学金・授業料免除の申請を受け付けます。本件の対象は、2023年度後期にかかる入学金・授業料免除の申請となります。

希望される方は、下記の案内をよく読み、申請書類を提出してください。

#### ◆申請資格

##### 《日本国籍等学生》

以下のいずれかの要件を満たす者 ※満たしていない場合は、家計急変枠での申請はできません。

1. 本人または生計維持者について、公的な援助(注1)の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少し、減少後の家庭(本人および生計維持者)の収入が令和元年、令和2年、令和3年もしくは令和4年の所得と比較し3/4以下となった者

##### 《私費留学生》

以下のいずれかの要件を満たす者 ※満たしていない場合は、家計急変枠での申請はできません。

1. 公的な援助(注1)の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少した者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
  - a. 2022年、2021年、2020年または2019年に日本において、本人及び同居する家族に130万円以上のアルバイト代等の収入があり、かつ2023年において減収後の日本でのアルバイト代等の収入が3/4以下となった者
  - b. 2022年度に本学で授業料免除の申請をしている在学学生であり、かつ、本人及び日本で同居する家族の2022年、2021年、2020年または2019年の主たる収入がアルバイト代等であったが、2023年において減収後の日本でのアルバイト代等の収入が3/4以下になった者

注1:公的な援助に該当する制度についてはこちらを参照

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/jyugyo-2023menjokyuhen-sienlist.pdf>

#### ◆申請方法

東工大ポータルにログインし、大学院入学金及び授業料免除猶予システムから申請してください。

書類は郵送(レターパックライト又は簡易書留郵便)、あるいは所属キャンパスの学生支援課窓口に直接持参にて提出してください。

##### 1. ステップ1:システム入力

申請理由は詳細にお書きください。(例:家計への影響、研究活動への影響、家族等への影響等)

##### 2. ステップ2:システム入力および必要書類を提出

※留学生の新入生のうち、ステップ1で「入学金徴収猶予のみ」しか選択できなかった方について:コロナウイルスの影響による家計急変枠で申請をおこない、かつ、その後の審査において資格を満たすとみなされた方については、入学金免除申請に切り替え可能である旨、学生支援課から個別に連絡いたします。

## ◆申請期間

下記の期間終了後の提出は、一切受け付けません。郵送の場合は、STEP2 期間中の最終日の消印のみ有効です。

※新入生で入学金免除を申請する場合、オンライン入学手続きシステムへの入力が必要です。

1. ステップ1 在学生：2023年9月19日(火)10:00~9月26日(火)23:59

新入生：2023年10月2日(月)10:00~10月10日(火)23:59

2. ステップ2 在学生・新入生共通：2023年10月24日(火)10:00~11月2日(木)23:59

※窓口への書類提出は9:30~16:30まで(最終日のみ17:00まで)

## ◆出願手順

【ステップ1:システム申請】

### ① 通常の授業料免除申請と同様

申請要領(必ずお読みください)

・日本国籍等:

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appguide-japanese-2023fall.pdf>

・私費留学生(日本国籍以外):

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appguide-international-jp-2023fall.pdf>

### ② 新型コロナウイルスによる家計急変申立書

①同様、システム入力してください。

【ステップ2:システム入力および書類提出】

① 通常の授業料免除申請と同様 ※提出書類一覧については申請要領を参照

### ② 新型コロナウイルスによる家計急変の影響を受けたことが証明できる書類

課税証明書(◎)はアップロード後原本の提出が必要

公的な援助を申請した方	・公的支援の受給証明書または採用が決定したことがわかる書類 及び下記のいずれかの書類 ・(給与収入が減少している場合)直近(2023年7月以降)の給与明細三ヶ月分 ・(給与以外の収入が減少している場合)給与収入以外の減収申立書 ※注1 および売上高の減少が証明できる書類(月次試算表、売上帳簿等)
給与収入が令和元年、令和2年、令和3年もしくは令和4年に比べて3/4以下に減少した方	申請者本人と生計維持者(留学生の場合は同居の家族)について、比較する年の課税証明書と給与明細 ・◎2023年(令和5年)の課税証明書(昨年と比較する場合のみ)※注2 ・◎2022年(令和4年)の課税証明書(一昨年と比較する場合のみ) ・◎2021年(令和3年)の課税証明書(3年前と比較する場合のみ) ・◎2020年(令和2年)の課税証明書(4年前と比較する場合のみ) ・直近(2023年7月以降)の給与明細三ヶ月分

給与以外の収入が 令和元年、令和2 年、令和3年もしくは 令和4年に比べて 3/4以下に減少し た方	申請者本人と生計維持者（留学生の場合は同居の家族）について、比較する年の課 税証明書と減収申立書、確定申告書および売上高の減少が証明できる書類 ・◎2023年（令和5年）の課税証明書（昨年と比較する場合のみ） ※注2 ・◎2022年（令和4年）の課税証明書（一昨年と比較する場合のみ） ・◎2021年（令和3年）の課税証明書（3年前と比較する場合のみ） ・◎2020年（令和2年）の課税証明書（4年前と比較する場合のみ） ・給与収入以外の減収申立書 ※注1 ・令和4年分の確定申告書 ・売上高の減少が証明できる書類（月次試算表、売上帳簿等）
---	--

※注1様式を本学HPよりダウンロードし、アップロード

※注2 日本国籍等で申請している方は、通常の授業料免除申請で2023年（令和5年）の課税証明書を必要書類としているため、一枚だけ提出してください。

※注3 入学金と授業料の免除を同時に申請する場合は、1回の申請で済みます（別途申請する必要はありません）。

③ ①と②を通常の授業料免除申請の書類と併せて、大学が指定する期間に所属キャンパスの学生支援課窓口  
に直接持参、あるいは郵送（レターパックライト又は簡易書留郵便）にて提出すること。郵送は、日本国内から行うこ  
と。学内便は不可。

※郵送の場合、封筒には「**家計急変枠・院生授業料免除書類在中**」と必ず記載してください

#### ◆書類の提出先

研究室が大岡山キャンパスまたは田町キャンパスにあ る学生	研究室がすずかけ台キャンパスにある学生
〒152-8550 目黒区大岡山 2-12-1 TP-102 東京工業大学 学務部 学生支援課 経済支援グループ 宛 【窓口】 Taki Plaza 1階 学生支援課経済支援グループ	〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 JI-1 東京工業大学 学務部 学生支援課 すずかけ台学生支援グループ 宛

#### ◆結果通知

教務ウェブシステム及び東工大メール(m.titech.ac.jp)にて、2023年12月中下旬に通知予定です。入学金・  
授業料をお支払いいただくこととなった場合の払込票は、結果通知と同時期に封書にて登録した住所へ郵送予定で  
す。

#### ◆Q&A

Q1: 今回家計急変枠で授業料免除を一度申請したら、後期は何も手続きをしなくてよいのでしょうか。

A1: 通常の授業料免除とは異なり、後期にも改めて申請が必要です。そのため、判定結果については前期と後期  
で別々に判定・通知いたします。

Q2: 申請資格のところに「公的な援助の受給が決定している者」とありますが、ステップ1の時点で、まだ申請中（または申請予定）の状態です。その場合、家計急変枠の授業料免除には申請できないのでしょうか？

A2: ステップ1の時点では、公的援助を申請中（または申請予定）であっても申請可能です。ただし、ステップ2で公的な援助の受給決定通知や、受給証明書が必須となりますので、ご注意ください。

Q3: 留学生の申請資格の2-bについて、「2022年、2021年、2020年または2019年の主たる収入がアルバイト代等であった」という記載がありますが、それはどのような状態のことを言いますか。

A3: 2022年、2021年、2020年または2019年の収入全体に対して、アルバイト代が半分以上を占める場合を言います。

Q4: 前期に通常の授業料免除を申請し一年分の結果を得ているのですが、後期は家計急変枠での申請に変更できますか。

A4: 前期の判定結果が「不許可」または「半額免除」であり、本案内にて説明している家計急変に該当する場合は申請可能です。「◆申請資格」の項を再度ご確認ください。

Q5: アルバイトで生計を立てながら研究をしており、通常の授業料免除を日本人・独立生計で申請していたのですが、アルバイトの給与がコロナウイルスの影響で3/4以下に激減しました。家計急変枠に変更できますか。

A5: 通常の授業料免除について、独立生計の区分Aで申請していた場合であれば、令和元年、令和2年、令和3年もしくは令和4年は130万円以上あった収入が、新型コロナウイルスの影響で減収したという事情等による、家計急変枠への変更が可能です。また、区分B（今年の収入が130万円以上になる見込）は、130万円以上の収入が得られる見込みであったのに、新型コロナウイルスの影響でその見込（企業での内定取り消し等）がなくなってしまった場合にのみ、申請が可能です。

ただし、区分C（社会人であったが進学のために退職し、在職時に貯めた預貯金が130万以上）で申請していた場合には、家計急変枠への変更はできません。区分Cの場合は預貯金が要件となっているため、新型コロナウイルスの影響は受けないと考えられるからです。

Q6: 申請資格を満たし、家計急変枠で申請さえできれば、誰でも授業料免除になりますか。

A6: 審査については通常の授業料免除と同様、学業基準・資産基準・収入基準により総合的に行います。審査の結果、「不許可」や「半額免除」となる可能性もございます。

Q7: 現在日本に居住していませんが、申請は可能ですか。

A7: 申請は可能ですが、所定の申請期間内に、市区役所で発行してもらう課税証明書を含む、提出書類の全てを提出していただく必要があります。また、書類の提出は研究室の知人等に代理対応を依頼するなどして行ってください。代理人が国内から郵送する場合も、上述の申請方法及び書類の提出先に書かれた方法に従って提出してください。

#### ◆問い合わせ先

・分からないことがありましたら下記、所属キャンパス窓口へメールでお問い合わせください。その際、**学籍番号・氏名は必ず記載**してください。折り返しメールで回答させていただきます。

研究室が大岡山または田町キャンパスにある方	経済支援グループ gak.kei@jim.titech.ac.jp
研究室がすずかけ台キャンパスにある方	すずかけ台学生支援グループ suz.gak@jim.titech.ac.jp